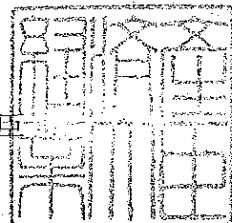


経済産業省

平成17・04・20原第18号
平成19年6月4日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工
の事業の許可について（諮問）

日本原燃株式会社 代表取締役社長 児島 伊佐美から、平成17年4月20日付け燃発第2号（平成19年2月20日付け燃発第28号及び平成19年5月18日付け燃発第4号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第14条第2項の規定に基づき、当該基準に適用について貴委員会の意見を求めます。

別紙

法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請は、日本原燃株式会社が同社再処理事業所再処理施設において回収するウラン・プルトニウム混合酸化物（以下「MOX」という。）粉末を用いて発電用軽水型原子炉用MOX燃料を製造するため、同事業所内にMOX燃料加工施設を新設することから、核燃料物質の加工の事業の許可を受けようとするものである。

なお、原子力政策大綱では再処理施設の運転と歩調を合わせ、国内のMOX燃料加工事業の整備を進めることとされている。

1. 法第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請に係る加工の能力は、国内電気事業者のプルトニウム利用計画における核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと認められる。

2. 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る施設の工事に必要とされる資金は、申請者の自己資金等及び借入金により充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあること、また、加工の事業の開始後における資金計画については債務償還等を減価償却費等により充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあること、及び収支見積りについては累積債務の返済に見通しがあることから、加工の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があるものと認められる。